

令和3年度分市町村標準保険料等の算定結果について

国から示された係数に基づき、令和3年度分の市町村の標準保険料等の算定を行った。結果については以下のとおり。

1 「標準保険料」について

市町村における激変緩和後の一人当たりの標準的な保険料水準

※国から示された係数とは、国から公費の交付見込金額、千葉県所得水準を示す指数、前期高齢者交付金等算出のための基礎数値等。これをもとに標準保険料等を算定する。

2 市町村における算定結果の活用

市町村は、以下のことに算定結果を活用する。

- ・令和3年度分国民健康保険特別会計予算の編成
- ・令和3年度分保険料率の検討

3 算定結果

(1) 県平均一人当たり標準保険料

令和3年度算定保険料 111,736円

| R3 標準保険料 | R2 標準保険料 | R3 との差 |
|----------|--------------|---------------------|
| 111,736円 | 107,835円 | +3,901円 (+3.62%) |
| | H28 保険料(理論値) | R3 との差 (5年度分) |
| | 100,255円 | +11,481円 (+11.45%※) |

※1年当たり+2.19%

(2) 市町村の標準保険料の状況

国保広域化に伴う国保財政の仕組みの変更の影響で、広域化前(H28 ベース)と比較し被保険者の保険料負担が急増することのないよう、市町村の標準保険料の増加率に毎年度上限を設定し※、それを上回る市町村に対し、財源を重点配分する激変緩和措置を行ったうえで算定している。

※令和3年度における増加率の上限

=平成28年度からの5年間で16.55% (平成28年度からの自然増(11.45%) + 101%の5乗)

↑ (参考) 1年当たりの伸び率は約3.11%

・令和3年度標準保険料の5年度分の増減率 (対平成28年度)

| | | |
|---------------|-----------|------|
| 標準保険料(H28→R3) | | 46団体 |
| 増 加 | +16.55% | 10団体 |
| | +16.55%未満 | 36団体 |
| 標準保険料(H28→R3) | | 8団体 |
| 減 少 | ▲10%未満 | 7団体 |
| | ▲10%以上 | 1団体 |

(3) 激変緩和対象団体数 10団体 (令和2年度 12団体)